

社会福祉法人慈光会評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慈光会（以下「法人」という。）の評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(評議員会出席報酬)

第2条 評議員が委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2 交通費の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が委員会以外の日において、法人業務及び事業運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 評議員が法人業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

(改正)

第5条 この規定を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 別表の報酬額は、源泉所得税差し引き後の額とする。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
委員会出席報酬等	5,000円	旅費規程別表による

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
業務報酬等	10,000円	旅費規程別表による

別表3

名 称	報 酬	実費弁償費
業務出張等	10,000円	旅費規程別表による